

イギリスの年金改革から学ぶもの

「二階建て」構造（一階の基礎年金に二階の所得比例年金を上乗せ）や「適用除外」制度（二階部分を抜けて職域年金に加入できる）など、わが国との類似点も多いイギリスの公的年金制度であるが、最近の改革によって今後、公的年金負担が上昇しない国の一つになった。そこで、わが国が学ぶべき点がないか検証したい。

わが国や欧米先進諸国が抱える共通の悩みは、人口の少子高齢化に伴う社会保障給付費、特に年金給付費をどう賄うかという点である。この中でイギリスは、21世紀を通じて年金保険料を含む国民保険料が上昇せず、むしろ緩やかに下がっていくという、極めてユニークな財政構造改革を既に実現している。

イギリスの年金財政問題が深刻化しなかった原因の一つは、そもそもの公的年金の給付水準が相対的に低いことが挙げられよう。基礎年金（Basic Pension）は、ベバリッジ時代の1946年国家保険法に基く賦課方式の制度だが、単身で週67.5£（月額約4.5万円）、夫婦で週107.9£（月額約7.3万円）と、平均賃金の15%程度に過ぎない。

一方、1975年社会保障法で導入された所得比例年金（SERPS）は、当初、平均賃金の25%程度だった給付水準が、1986年改正後は満額支給（49年拠出）で平均賃金の20%程度、40年拠出では15%程度まで引下げられた。つまり、二階部分を含めた公的年金の水準は、一般に、平均賃金の約35%程度しかないことになる。今回の年金改正後のモデル年金でも、国民年金で約26%（夫婦2人）、厚生年金で約33%あるわが国と比較しても、かなり低い水準である。さらに、イギリスでは、男子の受給開始年齢は制度創設以来、65歳であったが、1995年改正で、女子も2010年から10年間で60歳から65歳への引上げが決まっている。

しかし、サラリーマン層の相当部分は、SERPSから脱退（適用除外）し、職域年金（OPP）に加入しているが、多くの制度で40年加入すれば、最終給与の1/3～2/3の水準に達するので、大半の先進国の年金水準に比べても見劣りしない。また、誰でも個人の資格でSERPSや職域年金から脱退して、国税庁から国民保険料の割り戻し（免除保険料）を受けて、適格個人年金（APP）の保険料に充てることができる。この結果、SERPSへの加入者の割合（1995年時点）は35%に過ぎず、残りを職域年金（39%）と個人年金（26%）がカバーしている。

したがって、イギリスにおける年金問題は、基礎年金しか給付のない低所得者層の救済が焦点になる。1998年労働党年金改革案の柱の一つは、長期的にはSERPSを廃止し、低所得者層への給付をより厚くした第二公的年金制度（S2P）に移行させるとともに、資産調査のある最低所得保障制度（MIG）を導入するという提案に繋がった。

もう一つの柱は、企業を通じて加入できる掛金建ての新型個人年金制度「ステークホルダー年金」を創設し、二階部分から取り残された人々（主に転職経験者や自営業者等）を救済しよう

とするものである（図表）。ステークホルダー年金という名称は、新労働党の目指すべき資本主義の「第3の道」である、ステークホルダー・エコノミー（サッチャー時代の新保守主義に基づく弱肉強食の資本主義ではなく、企業と利害関係を有する従業員、消費者、地域社会などと調和のとれた経済）からとられた。そのため、ステークホルダー年金とは、企業と従業員で形成した福祉資本による年金とされる。この点で、SERPSは福祉資本の概念に反し、サッチャー政権の主張と同様に縮小、廃止すべき対象となるのである。

このような考えから、ステークホルダー年金は、まず個人年金であるが、SERPS、職域年金、個人年金のいずれにも加入していない中所得者層を主な対象として、企業あるいは指定のプロバイダーを通じて、低コストの二階部分の年金を提供するものである。もちろん、SERPSからの適用除外が認められている。これが成功すれば、国の関与は基礎年金と低所得者層向け第二公的年金制度（S2P）だけになり、究極の民営化が完成することになる。

わが国では、厚生年金の部分的民営化ともいえる「代行部分」が存亡の危機にあるが、「代行返上」後、厚生年金給付が再度、引下げられると、基金加入者の受給期待権は毀損されてしまう。このように「代行」の仕組みは、イギリスの「適用除外」とは似て非なる制度であり、単なる「代行返上」では問題解決にならない。まず、二階部分の厚生年金の性格を再整理し、代行の理念を明らかにする必要がある。その上で、一階部分の国民年金や、新たに導入される確定拠出年金、さらには国民年金基金、中小企業退職金共済など諸制度の役割を見直さなければならぬ可能性もある。

さらに、わが国では労使双方、報酬比例部分の厚生年金に対する期待が大きい。しかし、若い世代には、そのツケを支払われるのではないかとの強い不信感が生まれている。イギリスの経験を他山の石として、年金制度への信頼を取り戻すためにも、更なる改革は不可避である。

図表 イギリスの年金制度体系

